

## 平成 25 年度 第三者評価適格認定について

佐賀女子短期大学は、一般財団法人短期大学基準協会が定める短期大学評価基準を充たしていることから、平成 26 年 3 月 13 日付で適格と認められました。

学校教育法の改正に伴い、平成 16 年度から文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価（第三者評価）を 7 年に 1 度受けることが義務付けられました。本学は、平成 18 年度に引き続き平成 25 年度においても一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け、その結果、協会の定める短期大学評価基準を全ての領域において充たしていることから「適格」を認定されました。

今後とも、佐賀女子短期大学はご見解をいただいた評価事項と課題に真摯に取り組み、更なる教育研究の質の向上・充実に努めてまいります。